

2016年秋闘要求書

2016年9月20日

竹中電子工業株式会社

取締役社長 海住 隆祥 殿

竹中オプトニック株式会社

取締役社長 加畑 修一 殿

竹中システム機器株式会社

取締役社長 北川 博司 殿

化学一般京滋福地本
全竹中労働組合

執行委員長 稲岡 幸雄



2016年秋闘要求を下記の通り要求します。なお、回答は誠意あるものを文書にて10月7日に行うよう併せて要求します。

記

1. 会社が組合に対し破棄通告した結果、破棄された労働協約の一部に関し、破棄される前の労働協約とすること。(有効期間の定めのない労働協約を含む)
2. 労働協約第161条に基づき2017年度(2017年1月1日～同12月31日)の福利厚生に関する補助金及び行事について下記の通りとすること。
 - (1) 福利厚生行事等補助金
補助額年額=1人当たり35,000円×2017年1月5日現在の在籍者数
(現行30,000円)
 - (2) スポーツ施設借用料補助金
借用料補助金=年額370,000円以内(但し、3社分)(現行通り)
 - (3) 行事内容及び予算は、別紙1の通りとする。
 - (4) 2016年度福利厚生補助金の繰越額は、全額を2017年度の全社的行事に繰り入れるものとする。
 - (5) その他の取扱い
 - ① 細部の取扱いは、労働協約第161条及び議事録※17によるものとする。
 - ② 行事の具体的内容は、2月に開催する運営委員会で決定する。
 - ③ 別紙1の文化・体育における行事(個別行事)及び、スポーツ施設借用料関係は、2017年1月1日より適用すること。
3. 次の労働協約の条項を、下記の通り改訂すること。
 - ① (特別加算)
第109条 停年により退職するときは、下記の金額を第106条に定める退職金に加算する。(現行1カ月)

勤続20年以上	停年時の基準内賃金の3カ月分
勤続30年以上	停年時の基準内賃金の4カ月分

2. ～3. 現行通り

②別表12国内出張旅費関係

区分	金額等			
交通費	実費を支給する。但し、◎特別の場合以外は自動車、電車、バスを利用するものとし、鉄道は普通料金、船舶は2等料金とする。なお、必要に応じ特急、急行料金、寝台料金を支給する。◎緊急やむを得ない場合に限り航空機を利用することを認める。		現行	
社用外出日当	片道25Km以上で且つ4時間以上の場合に限り一律900円 但し・昼食時にまたがり外出をする場合は上記基準に拘らず外出日当を支給する。 なお、◎宿泊を伴った場合は、第一種出張と同等の扱いをする。 ・営業手当の支給を受ける者には支給しない (S60.10月現在の京都・大津事業所間の外出は除く) ◎昼食時にまたがって外出し、会社給食を受けられない場合は、昼食費補助額を支給する。		(800)	
日当	区分	係長以下		
	第一種出張	5,000円	(2500)	
	第二種出張	4,000円	◎宿泊を伴った場合は第一種出張の扱いを行う (2000)	
宿泊料	10,000円(東京都内11,000円)		(8800) (9300)	
車中泊料	5,000円		(4400)	
日当加算	区分	所要時間	金額	
	出張、外出先へ出発してからの所要時間 次の出張、外出先への移動の為の所要時間	始業前出発時間1時間30分以上	2,000円	(1000)
	出張、外出先への到着迄の所要時間 次の出張、外出先への到着迄の所要時間	終業後帰着時間 2時間以上(3H)	3,000円	(1500)
	出張、外出先からの帰着迄の所要時間	4時間以上(5H)	5,000円	(2500)
	(1) 出発、帰着又は出張、外出先への所要時間は ◎所属事業所所在地駅又は出張、外出先所在地駅への到着までの所要時間とする。 自宅の国鉄最寄駅又は郊外電車最寄駅がこれらの所在地駅より近い場合は自宅の最寄駅とする。 ◎帰着までの所要時間については、業務終了後直ちに帰着した場合とする。 ◎客先で残業した場合は残業終業時刻より、朝早出した場合は早出開始時刻迄とする。 (2) 休日における日当加算額は、上記金額の150%とする。			(130%)

③育児休業規則

(看護休暇)

第21条

1. ～2. 現行通り。

3. 看護休暇は有給休暇と同じ取り扱いとする。

(現行)

3. 看護休暇は私用欠勤として取り扱う。但し、年次有給休暇の出勤算定に当たっては、出勤したものとみなし算出する。

4. 完全週休2日制を早期に実施するとともに、労働協約第123条(休日)を次の通り改訂し、2017年度のカレンダーを別紙2の通りとすること。

第123条 (休日)

休日は次の通りとする。

(1) 週休日(毎週土・日曜日)

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3)～(6) 現行通り

2. 年間休日日数は126日以上とする。(118日)

3. ～4. 現行通り

5. 年次有給休暇の積立制度を新設するとともに、労働協約第124条(年次有給休暇)を次の通り改訂すること。

第124条 (年次有給休暇)

1. ～2. 現行通り

3. 繰り越し

(1) 休暇は2年間繰り越すことができる。

(2) 前号に関わらず、60日を限度に積み立てられることとし、特別休暇・介護休暇・育児休暇に使用できるものとする。(新設)

3. 休暇は次年度に繰越すことができる。(現行)

4. 現行通り

5. 休暇請求の方法

(1)～(4) 現行通り

(5) 休暇は5日分について、時間単位の取得を認める。但し、時間単位の時間を次年度に繰り越すことはできない。(新設)

6. 現行通り

6. ストレスチェックの項目を別表19に追加し、別図7に面接指導が必要とされた場合の取扱いを追加し費用負担は全額会社負担・勤怠の取扱いは業務の範囲とすること。

別表 19 定期健康診断・特殊健康診断等の実施要領

診断・ 検診 名称	内容	実施要項	費用 負担	実施場所	勤怠の 取扱い	交通 費	二次検診 の取扱い
1) 定期 健康診	別図 1	年 1 回 10 月	全員・但し 2) 又は 3) を受ける者は除く。 なお 35 歳未満の者、36～39 歳の者は検査項目の内(チ)～(ル) は希望者のみ。	会社 負担	会社内 (音羽 病院)	業務の 範囲	会社 負担
2) 簡易 ドック	別図 2	年 1 回	満 35 歳以上の組合員の内希望者 但し、3) を受ける者は除く。	※ 1	音羽病院 検診 センター	月 3 日の 有給病欠 を利用	個人 負担
3) 総合 ドック	別図 3	年 1 回	満 35 歳以上の組合員の内希望者 但し、2) を受ける者は除く。	※ 1	音羽病院 検診 センター	月 3 日の 有給病欠 を利用	個人 負担
4) 鉛 検診	別図 4	年 1 回 3 月 者 但し、生産 担当者以外 は 1 回/2 年	電子：生産担当者・技術担当 サービス担当者 オプト：生産担当者 システム：生産担当者・技術 担当者	会社 負担	会社内	業務の 範囲	会社 負担
5) 有機 溶剤 検診	別図 5			会社 負担			
6) じん 肺検診	別図 6	3 年に 1 回	オプト：アスベスト作業担当 者 及、その周辺で作業する者	会社 負担	音羽病院 検診 センター	業務の 範囲	会社 負担
7) V D T 検診							
8) スト レス チェック		年 1 回	組合員・契約社員・嘱託社員	会社 負担	会社内	業務の 範囲	会社 負担

別表 19
別図 7
による

※ 1. 満 40 歳以上の者は、健保組合補助を含め、会社負担。

満 35 歳～39 歳の者は、[健保組合補助 + 7,400 円] を超過した額は個人負担 (消費税込み)。

(7,400 円：1994 年現在の定期健康診断費用)

別図 7

二次検診（含入院）の取り扱い〔別表 19 受診の結果、医師が二次検診を必要とした場合〕

二次検診項目	内容	費用負担	勤怠の取り扱い
1) 要観察	保健指導(個人指導)	全額会社負担	別表 19 の 1), 4), 5), 6), 7), 8) を受診したときは業務の範囲とする 別表 19 の 2), 3) を受診したときは月 3 日の有給病欠を使用
2) 3・6 ヶ月後再検	保健指導(個人指導)		
3) 要再検	二次検査実施		
4) 要精検	二次検査実施		
5) 面接指導	保健指導(個人指導)		
6) 要治療	治療行為(健保扱い)	本人負担	月 3 日の有給病欠を利用

7. 従業員代表選出選挙に投票権のある全ての従業員（第一号・第二号・第三号・第四号契約社員、甲種・乙種契約社員、係長以下の従業員、管理職）の就業規則を開示すること。
8. 裁判員（含、補充裁判員、裁判員候補者）に選任され、裁判所に出向く必要がある場合、また裁判に参加する場合には、必要日数・必要時間を有給扱いとすること。
9. 定年退職後、再雇用される嘱託社員の最低賃金を 59 歳本人給の 60% として協定すること。

以上

別紙 1

(2016年度の繰越金は、含まれていない)

福利厚生行事等関係	内容		年間	その他	備考
	全社的行事	一泊旅行	300万	福利厚生運営委員会で細部決定	※2016年度の繰越金を繰入れる。
	個別行事	文化、体育活動、社内の親睦会に関する行事	500,000円以内	補助として年間1人当たり5,000円以内とする 行事は原則として複数の参加を要す 内容は、個々に企画、実施するものとし、事前に事務局へ届出るものとする	—
	合計		3,500,000円 (3000000)		2017年1/5在籍100名として計算

※2016年度の残額は、2017年度の全社的行事に繰入れる。

スポーツ施設借用料関係	その他全社的行事	その他スポーツ施設借用料	合計
	150,000円以内	220,000円以内 複数でスポーツ施設を利用したときは、1人あたり1回1,500円以内を支給する。(1回3,000円)	370,000円以内(現行通り)

※スポーツ施設借用の基準に関しては、福利厚生委員会で決定する。

別紙 2

2017年(平成29年)カレンダー

*現協約では、2017年の年間休日は118日で○印のうち3日が休日。

当面完全週休2日制を目指す。

1月	日	月	火	水	木	金	土	7月	日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6	○7								1
	8	9	10	11	12	13	○14		2	3	4	5	6	7	8
	15	16	17	18	19	20	21		9	10	11	12	13	14	15
	22	23	24	25	26	27	28		16	17	18	19	20	21	○22
	29	30	31						23	24	25	26	27	28	29
2月	日	月	火	水	木	金	土	8月	日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3	4				1	2	3	4	5
	5	6	7	8	9	10	11		6	7	8	9	10	11	○12
	12	13	14	15	16	17	18		13	14	15	16	17	18	19
	19	20	21	22	23	24	25		20	21	22	23	24	25	26
	26	27	28						27	28	29	30	31		
3月	日	月	火	水	木	金	土	9月	日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3	4							1	2
	5	6	7	8	9	10	11		3	4	5	6	7	8	9
	12	13	14	15	16	17	18		10	11	12	13	14	15	16
	19	20	21	22	23	24	○25		17	18	19	20	21	22	23
	26	27	28	29	30	31			24	25	26	27	28	29	30
4月	日	月	火	水	木	金	土	10月	日	月	火	水	木	金	土
							1		1	2	3	4	5	6	7
	2	3	4	5	6	7	8		8	9	10	11	12	13	○14
	9	10	11	12	13	14	15		15	16	17	18	19	20	21
	16	17	18	19	20	21	22		22	23	24	25	26	27	28
	23	24	25	26	27	28	29		29	30	31				
5月	日	月	火	水	木	金	土	11月	日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5	○6					1	2	3	○4
	7	8	9	10	11	12	13		5	6	7	8	9	10	11
	14	15	16	17	18	19	20		12	13	14	15	16	17	18
	21	22	23	24	25	26	27		19	20	21	22	23	24	○25
	28	29	30	31					26	27	28	29	30		
6月	日	月	火	水	木	金	土	12月	日	月	火	水	木	金	土
					1	2	3							1	2
	4	5	6	7	8	9	10		3	4	5	6	7	8	9
	11	12	13	14	15	16	17		10	11	12	13	14	15	16
	18	19	20	21	22	23	24		17	18	19	20	21	22	23
	25	26	27	28	29	30			24	25	26	27	28	29	30
							31								

※夏季休暇4日間(7月、8月の範囲内で自由消化)